

平成21年度分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額に関する明細書

連 結 業 度	・	・	法人名
連 事 年	・	・	

別表六の二(三)付表四 平二十五・四・一以後終了連結事業年度分

連 結 法 人 名	区 分	・ ・ ・ ・ ・		・ ・ ・ ・ ・		
		試験研究費の総額等に 係るもの	特別試験研究費 に係るもの	試験研究費の総額等に 係るもの	特別試験研究費 に係るもの	
		①	②	①	②	
加 入 等 及 び 離 脱 等 以 外 の 連 結 法 人	発 生 額 又 は 繰 越 額	1	円	円	円	
	当 期 控 除 額	2				
	翌 期 繰 越 額	3				
	発 生 額 又 は 繰 越 額	4				
	当 期 控 除 額	5				
	翌 期 繰 越 額	6				
	発 生 額 又 は 繰 越 額	7				
	当 期 控 除 額	8				
	翌 期 繰 越 額	9				
	発 生 額 又 は 繰 越 額	10				
	当 期 控 除 額	11				
	翌 期 繰 越 額	12				
	発 生 額 又 は 繰 越 額	13				
	当 期 控 除 額	14				
	翌 期 繰 越 額	15				
	発 生 額 又 は 繰 越 額	16				
	当 期 控 除 額	17				
	翌 期 繰 越 額	18				
	発 生 額 又 は 繰 越 額	19				
	当 期 控 除 額	20				
	翌 期 繰 越 額	21				
	小 計	発 生 額 又 は 繰 越 額	22			
		当 期 控 除 額	23			
		翌 期 繰 越 額	24			
加 入 等 を し た 連 結 法 人	事 業 年 度 又 は 連 結 事 業 年 度	25	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・		
	発 生 額 又 は 繰 越 額	26	円	円	円	
	当 期 控 除 額	27				
	翌 期 繰 越 額	28				
	事 業 年 度 又 は 連 結 事 業 年 度	29	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・		
	発 生 額 又 は 繰 越 額	30	円	円	円	
	当 期 控 除 額	31				
	翌 期 繰 越 額	32				
	小 計	発 生 額 又 は 繰 越 額	33			
		当 期 控 除 額	34			
		翌 期 繰 越 額	35			
	合 計	発 生 額 又 は 繰 越 額 (22)+(33)	36		④	⑤
当 期 控 除 額 (23)+(34)		37				
翌 期 繰 越 額 (24)+(35)		38				
(36)の累積額		39	③	③+④	③+④+⑤	

離脱等をした連結法人の平成21年度分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額に関する明細

連 結 法 人 名	区 分	・ ・ ・ ・ ・		・ ・ ・ ・ ・	
		試験研究費の総額等に 係るもの	特別試験研究費 に係るもの	試験研究費の総額等に 係るもの	特別試験研究費 に係るもの
	発 生 額 又 は 繰 越 額	40	円	円	円
	発 生 額 又 は 繰 越 額	41			
合 計	発 生 額 又 は 繰 越 額	42			

## 別表六の二（三） 付表四の記載の仕方

この明細書は、連結法人が平成25年改正前の措置法第68条の9の2第2項第3号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定によ

り読み替えられた同法第68条の9第3項（連結繰越税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。